

平成 27 年 2 月 2 日  
株式会社清水銀行

法人向けインターネットバンキング（しみず法人ダイレクト）の  
不正利用にかかる被害補償への取組みについて

清水銀行（頭取：豊島勝一郎）では、インターネットバンキングをお客さまに安心してご利用いただくため、全国銀行協会が平成 26 年 7 月 17 日に公表した「法人インターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」に基づき、法人のお客さまがインターネットバンキングによる不正利用被害に遭われた場合の補償について、下記のとおり対応してまいります。

記

1. 補償制度開始日

平成 27 年 2 月 2 日（月）より

2. 対象となるお客さま

しみず法人ダイレクトをご契約のお客さま

3. 補償の対象

第三者がお客さまの ID やパスワードなどを盗取し、法人向けインターネットバンキングを不正利用したことにより発生した損害

4. 補償金額

1 契約者あたり年間 5,000 万円を上限として補償します。

具体的な補償内容につきましては、お客さまそれぞれのご利用状況、セキュリティ対策の状況、被害の状況などを具体的にお伺いしたうえで、個別に検討させていただきます。

5. 補償請求のための条件

以下の全てに該当する場合に補償請求を受けれます。

- ① 不正取引が発生した翌日より 30 日以内に当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること
- ③ 警察への被害届または通報を行っていることが確認できること

## 6. 補償金額の減額または補償対象外となりうる主な場合

お客さまにおいて以下の状況が確認された場合は、補償減額または補償対象外となる場合もございます。

- ① 当行が導入しているセキュリティ対策を実施いただいていない場合
- ② 使用するパソコンの基本ソフト等が最新の状態に更新されていない場合
- ③ メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を使用している場合
- ④ 当行が指定した手順以外で電子証明書を利用している場合
- ⑤ お客さまの故意・重大な過失または法令違反による場合
- ⑥ お客さまの同居の親族、従業員等が自ら行う、または加担したことにより発生した被害
- ⑦ お客さまが第三者に強要または脅迫されたことにより発生した被害
- ⑧ お客さまが重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ⑨ 地震、噴火、津波等の自然災害、および戦争、その他これらに類似の事変、暴動等に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随して発生した被害

## 7. しみず法人ダイレクトのセキュリティ強化について

### (1) セキュリティソフトの導入

しみず法人ダイレクトをご利用いただく際に、不正送金やウィルス等からパソコンを守るセキュリティソフトを無料でご提供いたします。

- ① 提供するソフト：SaAT Netizen
- ② ご利用開始日：平成27年2月2日より  
利用方法等の詳細につきましては別途ご案内いたします。

### (2) ワンタイムパスワード（ハードウェアトークン）の導入

しみず法人ダイレクトをご契約いただいているすべてのお客さまに「ハードウェアトークン（パスワード生成機）」（\*注1）を配布する準備を進めております。

詳細につきましては、お客さまに提供できる体制が整い次第ご案内させていただきます。

\*注1：ハードウェアトークンに表示される使い捨てのパスワードにより本人の認証を行うセキュリティ方式

## 8. 補償条件の変更について

補償の条件等については、新たな不正送金の手口等の発生や、当行が追加で実施するセキュリティ対策に応じて変更する場合があります。この場合、当行ホームページまたはインターネットバンキングの画面等で都度公表いたします。

以 上